

# よくある相談 Q&A

自治会からよくある相談を掲載させていただきました。活動の参考にしてください。

【ごみ・環境美化・荒地・空き家】

【道路】

【防犯灯・照明灯】

【防災】

【その他】

## 【ごみ・環境美化・荒地・空き家】

Q. 燃やせるごみの集積所の設置や修繕を行いたいのですが、市の補助はありますか。

A. 燃やせるごみの集積所の設置や修繕は、自治会にて行っていただいておりますので、ごみ集積所設置等補助金制度を御活用ください。市では特別な場合を除き、地域のごみ集積所の設置や修繕は行っておりません。

【28 ページ参照】（環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057）

Q. 燃やせるごみの集積所に分別できていないごみ袋が出され、収集がされなかった場合はどうしたらよいですか。

A. 収集業者が収集できない理由を明記した貼り紙をしますので、ごみを出した人が引き取るよう、しばらくの間はそのまま置いておいてください。

1 週間程度経過しても引き取られなかった場合は、廃棄物対策課へ御連絡いただければ回収いたします。

なお、ごみが少量で自治会にて分別していただける場合は、分別後、次回の収集日に出していただくよう御協力をお願いいたします。

なお、その際に個人を特定できる書類等があった場合は、トラブルを避けるため市から排出者に指導いたしますのでその旨御連絡ください。

（環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057）

Q. 資源ごみ・埋立ごみの集積所に持ち込み者が不明の収集できないものが出された場合はどうしたらよいですか。

A. 収集できない理由を明記した貼り紙をしていますので、次回の収集日まで明示してください。引き取られなかった場合は、廃棄物対策課へ御連絡いただければ回収いたします。

（環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057）

Q. 自治会地内に環境美化に関する周知看板を設置したいのですが、どうしたらよいですか。

A. 「燃やせるごみ収集日」、「不法投棄防止看板」など様々な種類の看板があります。廃棄物対策課で配付しておりますのでお問合せください。

なお、看板の設置と維持管理は、自治会で行ってください。

【91 ページ参照】（環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057）

Q. ペットのフンで困っています。対応策はありますか。

A. 道路・河川などの公共用地内については、申請があった自治会に対して、環境政策課で「ペットのフン禁止」の看板（縦 40cm×横 30cm、ポールの高さ 180cm）を配布しています。また、班内回覧用チラシも作成しておりますので、御相談ください。

【91 ページ参照】（環境水道部 環境政策課 環境衛生係 TEL44-3115）

Q. 燃やせるごみの集積所で、カラスや猫などがごみを散らかして困っています。どうしたらよいですか。

A. 燃やせるごみの集積所でのカラスや猫などによるごみの散乱被害を防ぐため、申請があった自治会に対して、カラスネットを無料で配布しています。なお、個人的な目的としての配布は行っておりません。

【91 ページ参照】（環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057）

Q. 自治会に未加入の人はごみをどうしたらよいですか。

A. 未加入であっても、ごみ収集場所を利用することは可能です。

決められた曜日の、決められた時間までに、お近くのごみ収集場所に出してください。

＜ご都合が悪い場合＞

燃えるごみについては、中遠クリーンセンター（袋井市岡崎）に有料にて直接搬入してください。＜月～金：午前9時～正午、午後1時～5時 土：午前9時～正午（日・祝日・年末年始を除く）＞

資源ごみについては、下表の拠点回収を御利用ください。

回収日	場所	時間	回収するもの
毎週日曜日 (年末年始等を除く)	中遠クリーンセンター 多目的広場 東側駐車場 (袋井市岡崎 6635-192)	午前9時～11時	缶、びん、金物・小型電化製品、プラスチック製容器包装、ペットボトル、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、廃食用油、乾電池、蛍光管、がれき類、ライター、古布（衣類のみ）、パソコン、携帯電話
毎週月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	容器包装資源化センター 【榎袋井清掃】 (袋井市豊沢 1905-1)	午前9時～正午 午後1時～4時	上記品目のうち、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、レジャーやブロック等大型のがれき類、古布を除く全品目
毎週土・日曜日 (祝日・年末年始を除く)		午前9時～正午	

(環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057)

**Q. 収集場所から資源ごみが無断で持ち去られています。どうしたらよいですか。**

A. 速やかに市役所または警察署へ通報してください。

袋井市の条例により、ごみ集積所に出されたごみの持ち去りは禁止されています。また、警察署でもごみの持ち去りを窃盗罪として扱う場合もありますので、各自治会の収集場所から資源となるごみを持ち去る行為者を発見した場合は、日時、場所、人物像、車種、車体の色、ナンバーなどをメモで控え、すぐにその場で廃棄物対策課または「110番」通報してください。

また、警察では「いつ、どこで、何を」盗んでいたのか、迅速に把握することが必要となりますので、通報後の警察への御協力をお願いいたします。

(環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057)

**Q. ごみの不法投棄をされて困っています。どうしたらよいですか。**

A. ごみをみだりに捨てる不法投棄は廃棄物処理法で禁止されています。市では、不法投棄を防止するためパトロールや警察への通報などを行っています。

道路・河川などの公共用地内にごみが投棄されている場合は、公共用地を管理している担当部署か、廃棄物対策課にて回収いたしますので、御連絡ください。

不法投棄をした人物を特定できる捜査権限を持っているのは警察となりますので、袋井警察署または最寄りの交番に通報してください。

【連絡先】袋井警察署 (TEL 41-0110)、中央交番 (TEL 42-3700)

浅羽交番 (TEL 23-3032)、山梨交番 (TEL 48-6702)

(環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057)

**Q. 美化運動や河川愛護で草刈りをしたいのですが、広範囲にわたるため草刈機を借りることはできますか。**

A. 環境政策課で肩かけ式草刈機を保有しています。貸出を希望される場合は、実施する10日前までに予約をしてください。

1自治会につき、5台まで貸出いたしますが、多くの自治会が重複した場合は、台数を調整させていただきます。

また、維持管理課でも自走式斜面用草刈機及び手押式大型草刈機の貸出を行っています。貸出を希望される場合は、事前に予約をしてください。原則、1自治会1台のみの貸出となります。

ラジコン草刈機、運搬用車輛の貸出については、維持管理課へお問い合わせください。

【53・91 ページ参照】(環境水道部 環境政策課 環境衛生係 TEL44-3115)

【54・91 ページ参照】(都市建設部 維持管理課 管理係 TEL44-3130)

Q. 美化運動や河川愛護により発生した刈草や剪定枝は、どのように処分すればよいですか。

A. 堤防の草刈、街路の清掃による草や剪定枝の処分については、平日または土曜日に(株)八ヶ代造園（袋井市宇刈）へ直接搬入するか、平日または土曜日の午前中に中遠クリーンセンターへ直接搬入をお願いします。

また、日曜日に処分を希望される場合は、1か月前までに刈草等処理計画書を環境政策課へ提出し、(株)八ヶ代造園へ直接搬入していただきます。

刈草用コンテナを利用される場合は、実施日の10日前までに刈草用コンテナ設置計画書を環境政策課へ提出してください。コンテナは実施日の前日に市が設置します。

なお、リサイクル処理を行うため、コンテナへは刈草のみ入れ、ビニール袋などのごみは混入しないでください。混入している場合は回収できかねます。また、コンテナ内以外に集積された刈草も回収できかねます。

【53・91 ページ参照】（環境水道部 環境政策課 環境衛生係 TEL44-3115）

Q. 河川や堤防の刈草を焼却する場合はどうしたらよいですか。

A. 近年、野焼きの煙による体調不良や臭い等、地域住民からの苦情が市へ多く寄せられています。周辺住民の生活環境へ配慮するため、刈草は可能な限り(株)八ヶ代造園や中遠クリーンセンターへ搬入または刈草用コンテナの利用によって処分するようお願いします。

やむを得ず自治会活動で河川や堤防の刈草を焼却する場合は、事前に住民の皆様へ周知するとともに実施日の10日前までに火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出書を袋井消防署へ提出してください。

なお、届出された場合であっても焼却は最小限にとどめ、風向きや時間帯等を十分考慮し、周辺住民に迷惑を掛けないように努めてください。

（環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 TEL84-6057）

Q. 美化運動で側溝や調整池などの清掃をしますが、土砂はどのように処分すればよいですか。

A. コンテナによる回収を行っています。廃土は土のう袋に入れ、コンテナ内に集積してください。コンテナの設置と土のう袋の配布を希望される場合は、実施日の10日前までに計画書を環境政策課へ提出してください。コンテナは、実施日の前日に市が設置し、土のう袋は計画書提出時に配布いたします。

なお、土のう袋へは廃土のみ入れ、空き缶やペットボトルなどのごみは混入しないでください。混入している場合は、回収できかねます。また、コンテナ内以外に集積された土のう袋も回収できかねます。

【53・91 ページ参照】（環境水道部 環境政策課 環境衛生係 TEL44-3115）

**Q. 自治会内の荒地についてどうしたらよいですか。**

A. **荒地が宅地の場合**：基本的には、自治会で地権者へ連絡を取り解決してください。ただし、地権者が指導に応じない場合、地権者が判明しない場合については、環境政策課へ御相談ください。

(環境水道部 環境政策課 環境衛生係 TEL44-3115)

**荒地が農地(荒廃農地)の場合**：基本的には、自治会で地権者へ連絡を取り解決してください。ただし、地権者が指導に応じない場合、地権者が判明しない場合については、農業委員会へ御相談ください。

(産業部 農政課 農地利用係 TEL44-3167)

**Q. 自治会内にある空き家の屋根や外壁等が破壊し、飛散の危険性があり、困っています。どうしたらよいですか。**

A. 基本的には、自治会で所有者等（所有者または管理者）へ連絡を取り解決してください。ただし、所有者等が指導に応じない場合、所有者等が判明しない場合は、都市計画課へ御相談ください。

(都市建設部 建築住宅課 すまいの相談センター TEL44-3321)

## 【道路】

**Q. 道路の舗装がでこぼこしていて、交通への支障となっています。どうしたらよいですか。**

A. 市道の舗装が傷んで穴があいているなど、交通の支障や危険であると思われる時は、直接、維持管理課へ場所、状況及び形状等についてお知らせください。現場を調査し、速やかに対応します。連絡には「フッピーVoice」【89 ページ参照】も御利用ください。この場合、地元要望書の提出は必要ありません。

(都市建設部 維持管理課 維持公園係 TEL44-3165)

**Q. 市道の拡幅改良を要望したいのですが、どうしたらよいですか。**

A. 地元要望書には、目的、区間、希望する幅員等及び地権者を含む関係者の同意状況を記入してください。

市道の拡幅改良は、限られた財源の中で効率的、効果的に事業を進める必要があるため、交通量や安全性、地域の協力体制などを総合的に判断させていただきます。(目安：要望採択後、事業化までに2年程度、完成までに5年程度かかります。)

なお、みちプログラムに掲載している市道や事業中の市道については計画的に進めているため、地元要望書の提出は必要ありません。

【43 ページ参照】(都市建設部 都市整備課 道路街路係 TEL44-3373)

Q. 交通規制（信号機設置・速度規制・一時停止規制等）を要望したいのですが、どうしたらよいですか。

A. 交通規制は、道路交通法に基づき、県警察本部（公安委員会）が行います。自治会からの規制要望は、市、袋井警察署を通じて、県警察本部へ要望します。  
【43 ページ参照】（総務部 協働まちづくり課 交通政策係 TEL44-3125）

Q. カーブミラーの設置を要望したいのですが、どうしたらよいですか。

A. 交差点の通行は、カーブミラーの有無にかかわらず交差点直前での一時停止や徐行、目視による確認が基本であることと、カーブミラーには死角があり、あくまで目視を補完する安全確認の補助施設であることを十分ご理解いただいた上で、既存道路周辺の環境が変わったことなどからこれまでより見通しが悪くなり、カーブミラーの設置が地域で必要と考えられる場合は、設置場所と見たい方向を決定し、地元要望書を提出してください。職員が現地確認の上、周辺環境や利用状況等から必要性を判断し、対応を検討いたします。

なお、設置場所が民地となる場合は、土地所有者の承諾書が必要となります。また、カーブミラーの設置後、周辺樹木の剪定等の管理は、自治会で対応してください。

【43 ページ参照】（総務部 協働まちづくり課 交通政策係 TEL44-3125）

Q. カーブミラーの破損や角度調整などの管理はどうしたらよいですか。

A. カーブミラーの破損、角度調整については、協働まちづくり課へ場所、状況などをお知らせください。

（総務部 協働まちづくり課 交通政策係 TEL44-3125）

## 【防犯灯・照明灯】

Q. 防犯灯について（補助制度を利用するにあたって）

① 器具が老朽化したためLED器具に取替えたいのですが、その場合は補助対象になりますか。

② 防犯灯の器具そのものは問題なくポールのみ取り替えたいのですが、補助の対象になりますか。

③ 申請前に設置した防犯灯がありますが、申請すれば補助対象になりますか。

A. ① 器具の老朽化等に伴う取替えについては、補助対象となります。

② 防犯灯の新規設置と取替えを対象とする制度ですので、ポールのみ取替えや移設費などは補助対象外となります。

③ 補助対象にはなりません。防犯灯を設置しようとするときに申請書を提出していただき、補助が認められるものについて、市から「交付決定通知書」を送付しますので、防犯灯の設置は交付決定通知日以降としてください。

【24 ページ参照】（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

Q. 防犯灯について（補助金交付申請書の提出期日以降の防犯灯設置について）  
防犯灯を設置したいのですが、5月末日の締切日以降でも補助金交付申請書を提出すれば市の補助は受けられますか。

A. 5月末日までに提出いただいた交付申請書を優先するため、総申請数と予算額によって市の補助が受けられない場合がありますので、各自治会において締切日前に御検討いただき、期日までに申請書を提出してください。

なお、締切日以降の申請については、協働まちづくり課へ御相談ください。

【24 ページ参照】（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

Q. 自治会の管理外の照明灯について

自治会で維持・管理しているものではない照明灯が切れている（点灯したまま）状況です。どこに問い合わせればよいですか。

A. 道路照明灯については維持管理課管理係、公園内の照明灯については維持管理課維持公園係、自治会と自治会の間(自治会間)に設置している防犯灯については協働まちづくり課へ場所、状況をお知らせください。

道路照明灯か公園の照明灯か、または防犯灯かの区別がつかない場合は、次のいずれかの部署へ御連絡ください。

（都市建設部 維持管理課 管理係 TEL44-3130）

（都市建設部 維持管理課 維持公園係 TEL44-3165）

（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

## 【防災】

Q. 大地震や災害が発生したとき、自主(連合)防災隊はどのような対応をしたらよいですか。

A. 大規模災害発生時（①市内で震度4以上の地震を観測、②「南海トラフに関する情報（臨時）」の発表など）には、市では、「袋井市災害対策本部」を設置します。それと同時に、市職員が担当地区に参集し、市内に19箇所の「市災害対策本部の支部」を開設します。「支部」は、管轄内の被害の情報収集・把握にあたります。

自主連合防災隊長及び地域防災指導員は、管轄する「支部」に参集してください。参集後、管内の自主防災隊からの被害状況等の取りまとめを行い、「支部」と連携して、地域内の災害対応を行ってください。

自主防災隊長は、管轄内の自治会公会堂などに「自主防災隊災害対策本部」を開設し、管轄する「支部」に連絡員を派遣するなどして自主防災隊の動員状況の報告、管轄地区内の被害状況の報告、災害応急対策への応援要請などを行ってください。

【12、13 ページ参照】（危機管理部 危機管理課 災害対策係 TEL86-3701）

Q. 大地震や災害が発生したとき、どこへ避難したらよいですか。

A. 市では、大地震や大規模災害が発生した場合、市は災害対策本部を設置し、市内19箇所に市災害対策本部の支部、63箇所に指定避難所、7箇所に救護所を開設します。



災害が発生

**【住民の避難行動】**

①自分の身を守る。

地震発生時の場合は、「姿勢を低く」、「頭を守る」、「動かない」など。

↓

②自宅周辺の安全な場所や自主防災隊が定める班単位等の避難場所に避難する。

↓

③班や自主防災隊単位で家族や地域住民の安否確認などを行う。

↓

④家屋が被害を受けて居住不能の場合や余震などにより倒壊等の恐れがある場合などは、自主防災隊が避難者数を取りまとめ、支部に連絡した後に指定避難所へ避難する。

※避難する場合は、なるべく自主防災隊単位で行動する。

※地震発生時の場合は、すぐに指定避難所に避難する必要はありません。

※指定避難所は災害によって、住宅が居住不能となるなど被害を受けた人や被害を受ける可能性のある人が、一定期間避難生活をする場所です。

**【班長や自主防災隊長の避難対応】**

①班長は班単位で安否確認を行い、自主防災隊長に報告します。

↓

②家屋が被害を受けるなど避難が必要な住民は、班長の指示により、自主防災隊が定める避難所（公会堂など）へ移動する。（自主防災隊が定める避難所は、指定避難所へ行く必要が生じるまでの間の中間地点です。）

↓

③自主防災隊長は住民の安否確認を行った後、避難を必要とする住民の状況を把握し、公会堂などに収容しきれない場合など、指定避難所へ避難する必要がある場合は、管轄する市災害対策本部の支部へ避難人員など避難する旨の連絡をする。

↓

④市災害対策本部の支部は、避難施設の受入能力や受入に必要な対策の内容を勘案して調整を行います。

↓

⑤予め自主防災隊が定めた避難誘導責任者の指示により、自主防災隊単位で指定避難所へ移動します。

（危機管理部 危機管理課 災害対策係 TEL86-3701）

**Q. 台風、洪水などで家に被害があった場合、お見舞金は支給されますか。**

A. 袋井市では、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、火災、爆発により市内において被害を受けた世帯に対し、災害見舞に関する条例に基づき「災害見舞金」を支給します。ただし、災害救助法が適用される場合は支給されない場合があります。支給の基準は次のとおりです。

- ① 住家の全焼、全壊または流失 10万円以下
- ② 住家の半焼または半壊 5万円以下
- ③ 市長が特に必要と認めたとき 3万円以下

**【災害見舞金支給の流れ】**

被災 → 被害状況確認 → (支給基準に該当する場合) 見舞金支給  
(市民生活部 しあわせ推進課 社会福祉係 TEL44-3121)

**【その他】**

**Q. 自治会内で文書を回覧するための回覧板（はさみ板）がほしいのですが。**

A. 在庫がある場合、お渡しすることができますので、お問い合わせください。

【91 ページ参照】(総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107)

**Q. 「広報ふくろい」、班内回覧物の配布部数を増やして(減らして)ほしいのですが、どうすればよいですか。**

A. 必要部数に増減がございましたら協働まちづくり課へ御連絡ください。電話やメールによる連絡で構いません。随時受け付けています。

【50、51 ページ参照】(総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107)

**Q. 「広報ふくろいポルトガル語版」「広報ふくろい英語版」がほしいのですが、どうすればよいですか。**

A. 広報ふくろいポルトガル語版・英語版は、広報ふくろいの記事の中で、外国人市民向けに必要な記事を、ポルトガル語と英語に翻訳し、毎月1回発行しています。

配付を希望される場合は、必要な部数を協働まちづくり課へ御連絡ください。自治会発送に併せて送らせていただきます。

【配付受付窓口】(総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107)

【発行・編集担当】 (企画部 多文化共生推進課 交流推進係 TEL44-3138)

**Q. 「広報ふくろい」やホームページ以外に市の情報を知ることができる方法がありますか。**

A. 袋井市の情報配信サービス「メローねっと」です。「メローねっと」は、災害時の市からのお知らせや各種気象災害情報、同報無線の放送内容など、市民の皆さんの生活に役立つ様々な情報をメールやLINEで受け取ることができるサービスです。

登録用の二次元コード→



(企画部 企画政策課 シティプロモーション室 TEL44-3104)

Q. 行方不明者を検索するため、同報無線で放送してほしい。

どのような手順で連絡すればよいですか。手続きや流れを教えてください。

A. 同報無線で放送する場合は、日時によって、2通りの流れで放送しています。

いずれの場合も、袋井警察署へ「行方不明者の届出」の提出と併せて「同報無線を流してほしい」と連絡してください。

その後、袋井警察署が、市役所または、袋井消防署へ同報無線の放送を依頼し、同報無線を放送します。

(企画部 企画政策課 シティプロモーション室 TEL44-3104)

#### 行方不明者を検索する場合の同報無線放送手順

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の 午前8時30分～午後5時15分	月～金曜日の午後5時15分～翌日午前8時 30分、土・日曜日、祝日、年末年始
依頼者 行方不明になった方の家族 (場合によっては、施設管理者や自治会長など)	依頼者 行方不明になった方の家族 (場合によっては、施設管理者や自治会長など)
↓「行方不明者の届出」の提出と併せて 同報無線を放送したい旨を連絡	↓「行方不明者の届出」の提出と併せて 同報無線を放送したい旨を連絡
<b>袋井警察署 0538-41-0110 (代表)</b>	<b>袋井警察署 0538-41-0110 (代表)</b>
↓FAXと電話で連絡	↓FAXと電話で連絡
放送 企画政策課	放送 袋井消防署

Q. 自治会内に掲示板を立てたいのですが、市の補助はありますか。

A. 随時張替えのできる一般掲示板に関しては、設置費の1/3以内での補助ができる「コミュニティ施設整備事業費補助金」制度があります。

【23 ページ参照】(総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107)

Q. 自治会の法人化について教えてください。

A. 自治会等の地縁による団体が、市長の認可を得て、法人格を得る制度です。

【11 ページ参照】(総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107)

Q. 固定資産（自治会名義・個人名義）を自治会で使用している場合や、新たに自治会名義で取得する場合に税金の負担が変わる制度はありますか。

A. 自治会名義または自治会で使用している個人名義の固定資産は、使用状況等により課税免除となる場合がありますので、事前に御相談ください。

なお、自治会名義の固定資産で担当者の交代等で納税通知書の送付先を変更したい場合は、別途「納税管理人（変更）申告書」を提出してください。

(財政部 課税課 資産税係 TEL44-3110)

**Q. 公会堂などの水道の検針のお知らせを、会計担当者に送ってほしい。**

A. 電話等で会計担当者の送付先（住所、氏名、電話番号等）を御連絡いただければ、そちらへお送りします。

年度が変わった時など、会計担当者が交替した場合は、その都度、連絡をいただければ、新しい担当者の方に変更させていただきます。

右記の二次元コードより、電子申請（インターネット）でもお申し込みいただけます。



（環境水道部 水道課 水道経営係 TEL84-6058）

**Q. 各種協力金について、自治会費と合わせて集金してもよいのでしょうか。**

A. 合わせて集金することは、違法ではありませんが、集金を行うことやその内訳については、総会や会合等でお知らせすると良いでしょう。

（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

**Q. 自治会内での掲示物をラミネート加工したいのですが、機械を借りることはできますか。**

A. 貸出用のラミネートの機械がありますので、お問い合わせください。

【91 ページ参照】（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

**Q. イベント用にエアークッション（ふわふわ）を借りたいのですが。**

A. 「ひよこふわふわ」と「メロンふわふわ」の2体を貸し出しています。使用を希望する日の3か月前の開庁日から予約を受け付けています。

【91 ページ参照】（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

**Q. イベント用に袋井市キャラクター「フッピー」の着ぐるみを借りたいのですが。**

A. 貸出用の着ぐるみがありますので、使用を希望する場合は、申請書を提出してください。また、事前に使用方法について説明を受けていただけます。

【91 ページ参照】（企画部 企画政策課 シティプロモーション室 TEL44-3104）

**Q. 地域で防犯や交通安全の講習会を開催したいが、講師を紹介してほしい。**

**A. 防犯について**

袋井警察署や交番の警察官、静岡県防犯まちづくりアドバイザーなど講習の内容に合わせて紹介いたします。

（総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 TEL44-3107）

**交通安全について**

袋井警察署や交番の警察官、交通安全協会袋井地区支部の交通安全指導員など講習の内容に合わせて紹介いたします。

（総務部 協働まちづくり課 交通政策係 TEL44-3125）

※ なお、各地域団体（自治会・シニアクラブ等）で、例年行っている行事については、直接、袋井警察署へお申込みください。

**Q. ため池への注意看板設置や修繕に関する相談はどこにすればよいですか。**

A. 「進入禁止」「釣り禁止」等の注意看板の設置や修繕は、農政課へ御相談ください。

【91 ページ参照】（産業部 農政課 農地整備係 TEL44-3217）

**Q. イノシシ等による農作物被害に関する相談は、どこにすればよいですか。**

A. イノシシ等による農作物への被害防止のため、電気柵等の設置に対する補助制度もごさいます。農政課へ御相談ください。

（産業部 農政課 農業振興係 TEL44-3133）

**Q. 自治会が管理する建物や敷地内にできたハチの巣を駆除したいのですが、市の補助はありますか。**

A. ありません。自治会で取り除くか、専門業者に駆除を依頼してください。

なお、市が管理する公園や街路樹にできたハチの巣については、維持管理課が対応しますので、お知らせください。

【専門業者の案内】（環境水道部 環境政策課 環境衛生係 TEL44-3115）

【市が管理する公園や街路樹に営巣した場合】

（都市建設部 維持管理課 維持公園係 TEL44-3165）

**Q. 公園の芝生が伸びたので芝刈りをしたいのですが、機械を借りることはできますか。**

A. 芝刈り機の貸し出しをしています。利用日の1週間前までに申請してください。

刈芝の処分は各団体をお願いしています。

【91 ページ参照】（都市建設部 維持管理課 管理係 TEL44-3130）

**Q. 花を植えるために公共の花壇を耕したいのですが、機械を借りることはできますか。**

A. 耕運機の貸し出しをしています。利用日の1週間前までに申請してください。

【91 ページ参照】（都市建設部 維持管理課 管理係 TEL44-3130）

**Q. 土地利用等の計画に同意・承認してほしいと業者から押印を求められました。どうすればよいですか。**

A. 土地利用が行われ、土地の利用目的などが変わると交通・環境・排水などへの影響が生じる恐れがあるため、一定規模以上の土地利用については、土地利用事業承認申請等の手続きが必要となり、その際に自治会への同意が求められます。

法令等に基づく一般的な立地や技術基準については、市で照合し審査をいたします。

事業者から承諾を求められた際は、詳しい事業内容の説明を受け自治会内において十分協議を行い、後々トラブルがおこらないように調整しましょう。

（都市建設部 建築住宅課 住宅土地対策室 TEL44-3123）

**Q. 太陽光発電の計画のために開催された説明会の内容が記載された「説明会実施記録」に、業者から署名押印を求められました。どうすればよいですか。**

A. 市の条例で、10キロワット以上の太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備を設置する事業者に対し、事業着手前の届出を求めています。

この届出に際し、地元説明会の実施記録を添付することとしており、さらに50キロワット以上の事業については、実施記録への自治会長の署名を求めています。

事業者から、説明会後に署名押印を求められた際は、説明会実施記録の内容に誤りがないか御確認いただき、署名押印をお願いします。

なお、条例では、説明会開催から14日以内に事業者に対して「意見書」を提出できると定めており、意見書の提出を受けた事業者は14日以内に「見解書」により再度協議することとしておりますので、その場合は、意見書と見解書の内容も踏まえた実施記録となっていることを御確認ください。

(環境水道部 環境政策課 環境企画係 TEL44-3135)

**Q. 旅館建築の計画に同意・承認してほしいと業者から押印を求められました。どうすればよいですか。**

A. 市の条例で、「市内に旅館業を目的とする建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない」となっています。この同意申請時にあわせて、事業者が地元の自治会長に同意・承認を求めることがあります。

事業者から同意・承認を求められた際は、詳しい事業内容を受け、事業者に地元説明会を開催してもらうなど、自治会内において十分協議を行い、後々トラブルにならないように調整しましょう。

(教育部 生涯学習課 生涯学習係 TEL86-3191)